

下野市通学路交通安全プログラム  
～通学路の安全確保～

平成30年2月改訂  
下野市通学路安全推進会議

## 目次

- 1 プログラムの目的
- 2 通学路安全推進会議の設置
- 3 取組み方針
  - (1) 基本的な考え方
  - (2) 合同点検の実施、対策の検討
  - (3) 対策の実施
  - (4) 効果の把握
  - (5) 対策の改善、充実
- 4 対策の公表

# 1 プログラムの目的

近年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が、相次いで発生しています。

これらの状況から、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長からの「通学路の交通安全の確保の徹底について」に関する通知に基づき、下野市では、学校、警察、道路管理者、教育委員会等の関係機関が連携・協働して、通学路の安全を確保するため、平成24年8月に緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議してきました。

今後、引き続き通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みを行うため、関係機関の連携体制を構築し、協力して児童生徒が安全に通学できるよう「下野市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

# 2 通学路安全推進会議の設置

下野市の小中学校における通学路の安全の確保を図るため、以下の関係機関による「下野市通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置しました。

また推進会議委員のほか、必要に応じて他の関係者とも連携・協力していきます。

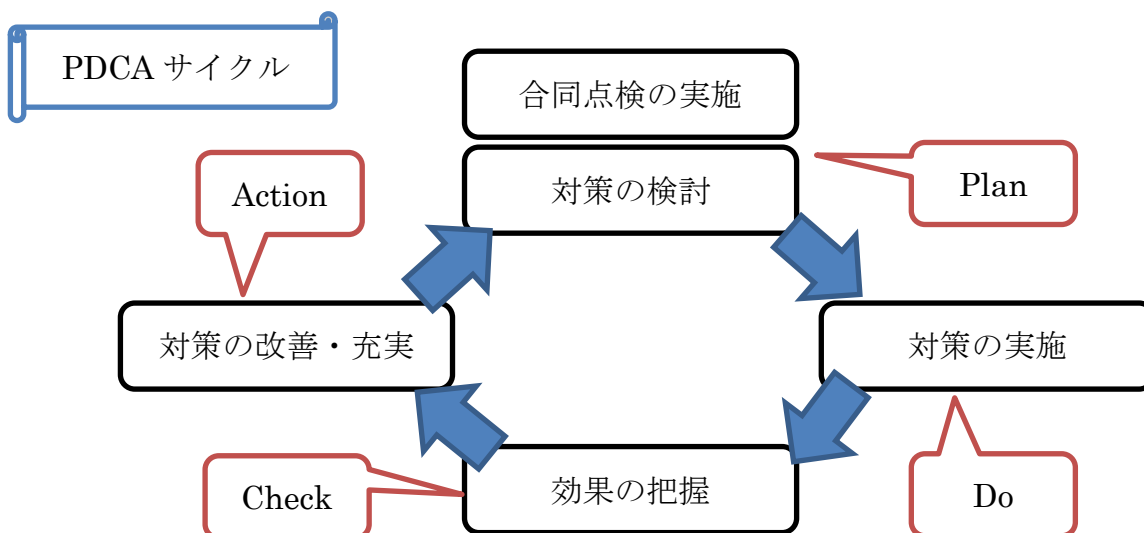
- ・国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所
- ・栃木県栃木土木事務所
- ・栃木県下野警察署
- ・下野市（安全安心課、環境課、農政課、建設課、区画整理課、教育総務課、学校教育課）

# 3 取り組み方針

## (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、情報を共有し、合同点検により対策を検討し、取り組んでまいります。

また対策の効果を把握し、推進会議において対策の改善・充実を検討していきます。



## (2) 合同点検の実施、対策の検討

- ・各学校は、通学路点検において危険と判断される箇所を推進会議に報告します。
- ・推進会議は、報告のあった箇所のうち、点検が必要な箇所を選定します。  
報告のあった箇所のほか、緊急を要する箇所についても点検対象とします。
- ・推進会議は関係者とともにより現地を確認し、要望内容の把握を行います。  
点検に当たっては、必要により地域の参加協力を得ることとします。
- ・推進会議は関係機関とともに、点検した箇所の緊急度、重要度を勘案し、優先度を設定しながら、効率的かつ効果的な対策を検討します。  
対策が長期間に渡るような箇所については、暫定的な対策も検討します。
- ・計画的な対策が実施されるよう、箇所毎の対策一覧を作成します。

## (3) 対策の実施

- ・検討した対策案を元に、優先順位を設定し、関係機関で協力し計画的に対策を実施します。

## (4) 効果の把握

- ・対策を実施した箇所を点検し、期待した効果が得られているか確認します。
- ・対策実施の前後を比較して、対策の効果を把握します。

## (5) 対策の改善、充実

- ・把握した対策効果を踏まえて、毎年度、定期的に対策内容の改善・充実を図ります。

## 4 対策の公表

点検結果及び対策内容については、関係者間の共通認識を図るため、対策一覧表を作成し、各学校のホームページなどで公表します。